



2015.6.16 開会

第2回町議会定例会

平成27年第二回町議会定例会が、6月16日に開会され、19日に閉会しました。

この町議会定例会では、木幡町長の行政報告のあと、承認1件、議案5件について審議しました。

おもな内容については、次のとおりです。

◆国民健康保険特別会計補正

予算(第一号)(専決処分)

平成二十七年国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ八千六十二万千円が追加され、予算総額十一億七千六十九万九千円となりました。

平成二十六年年度の歳出に対して歳入が不足となったことから地方自治法施行令第166条の2の規定により平成二十七年年度の歳入を平成二十六年年度に繰上げて補填するため補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

◆財産の取得について

【取得財産】除雪ドーザ。

【取得金額】千四百四十四千円。

【取得の相手方】

札幌市西区発寒16条13丁目7番11号

北海道運搬機株式会社

代表取締役社長 神田康之

◆一般会計補正予算

(第一号)

平成二十七年一般会計予算の歳入歳出それぞれ六千八百六十一万二千円を追加し、予算総額四十一億六千五百一十二千円となりました。

補正のおもなものは、歳入が国庫支出金や繰入金などの追加、歳出は、積立金や臨時福祉給付金事業費などの追加です。

◆介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法の改正により、平成二十七年四月から公費を投入して低所得者の第一号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、条例の一部改正を行うものです。

◆渡島公平委員会規約の変更について

渡島公平委員会から南渡島青少年指導センター組合が脱退することに伴う提案です。

◆介護保険特別会計補正予算(第一号)

平成二十七年介護保険特別会計予算の歳入歳出それぞれ四百三十一万円を追加し、予算総額七億千六百六十七万七千円となりました。

補正のおもなものは、歳入が国庫支出金や繰入金などの追加、歳出は、介護保険法改正システム改修委託費の追加です。

木幡町長の

行政報告

＝平成27年6月16日＝

第二回町議会定例会にあたり行政報告を申し上げます。

各会計 決算見込み

一般会計は、形式収支において八千六百五十五万一千円の繰越しとなり、翌年度へ繰越す地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の財源六百十五万七千円を差し引き、実質収支八千三十九万四千円の余剰金を生じました。

歳入は、繰越分を除いた予算に対して千七百五十六万九千円の増で、町税が、予算に対し千二百八十五万二千円の増となり、歳出は、平成二十七年への繰越分を除いた実質の不用額は、六千二百八十

二万五千円であります。後期高齢者医療特別会計は、百二十二万三千円の繰越しとなりました。

国民健康保険特別会計は、八千六十二万円の赤字となりました。

赤字となった要因は、前年度に交付された交付金等の精算に伴う返還金及び保険給付の増であります。平成二十六年年度の赤字は、平成二十七年年度の歳入を繰り上げて補てんすることとなるため、五月二十九日付けで平成二十七年補正予算を専決処分いたしました。

また、療養給付費等負担金等は、翌年度において精算されることから、精算額が確定次第、議会へ補正予算を提案いたします。

介護保険特別会計は、三千八百五十四万九千円の繰越しとなりました。繰越しとなった主な要因は、介護保険給付費などの減によるものであります。なお、介護保険給付費に係る交付金等は、給付費の割合で交付されるもので、平成二十七年に精算されることから、精算額が確定次第、議会へ補正予算を提案いたします。

公共下水道事業特別会計は、経費の節減に努めるなか、各支出科目の不用額の発生等により、五百十九万九千円の繰

